

○ 経済産業省告示第二百五十七号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、平成十八年経済産業省告示第三百八号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表の一部を改正する件）の一部を次のように改正し、平成十九年十月十四日から施行する。

平成十九年十月十二日

附則中「平成十九年十月十三日」を「平成二十年四月十三日」に改める。

経済産業大臣 甘利 明